

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 15 回会合議事録

1 . 日時 平成 16 年 10 月 26 日 (火) 10:00 ~ 12:15

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策の見直し迫いについて

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、金子専門委員、北本専門委員、

品川専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、村上評価課長、富澤評価調整官、梅田課長補佐

(説明者)

厚生労働省 道野監視安全課長補佐

農林水産省 境薬事・飼料安全室長

5 . 配布資料

資料 1 諮問書 (平成 16 年 10 月 15 日付け、厚生労働省発食安第
1015001 号、16 消安第 5410 号)

資料 2 国内措置の見直しの諮問について (論点メモ)

参考資料 1 日本における牛海綿状脳症 (B S E) 対策について
~ 中間とりまとめ ~

参考資料 2 「中間とりまとめ」に関する意見交換会で寄せられた主な
意見等

6 . 議事内容

吉川座長 定刻になりましたので、ただいまから、第 15 回「プリオン専門調査会」を開

催いたします。本日は、9名の専門委員が御出席です。食品安全委員会からは、寺田委員長、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員が御出席です。また、本日はこれからの議論のために、厚生労働省及び農林水産省からも御出席いただいております。事務局につきましては、お手元の座席表を御覧になっていただければと思います。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料「第15回プリオン専門調査会 議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思っております。それでは、今日の議題に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

富澤評価調整官 本日の資料の確認をさせていただきます。一番上のページでございますけれども、「第15回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」でございます。その次が、同調査会の座席表でございます。その次でございますけれども、平成16年10月15日付けで厚生労働大臣、農林水産大臣より食品安全委員会委員長あてに、意見の聴取を求められました諮問書がございます。その次の、資料2でございますけれども、これは資料1の諮問の内容につきまして、論点を整理したメモでございます。一番上の紙がA4の1枚紙が資料の項目を整理したメモとなっておりまして、その後ろ、2枚目、3枚目が諮問書の中の特に議論となる部分を抜き出したものでございます。次の参考資料1でございますけれども、これは「中間とりまとめ」でございます。なお、傍聴の方でございますけれども、中間とりまとめの図表のうちの表の2、3、7は別刷りになっておりますので、恐縮ですが、そちらを御覧いただければと思います。その次に、参考資料2でございますけれども、これは「『中間とりまとめ』に関する意見交換会で寄せられた主な意見等」でありまして、リスクコミュニケーションとして行いました意見交換会でいただきました主な意見と、それに対する見解について一覧にしたものでございます。以上、資料を用意させていただいております。不足の資料がございましたら、お申し付けいただければ幸いです。それでは、座長よろしく願いいたします。

吉川座長 以上が資料ですけれども、お手元の方、皆さんございますか。それでは、議事に入らせていただきます。前回少し間が空きましたけれども、9月6日の第14回の調査会でまとめました、我が国における牛海綿状脳症対策についての中間とりまとめを受けて、10月15日付けで、今、事務局の方からありましたように、厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品安全委員長あてに、BSE対策の見直し案について、食品健康影響評価をしてくれという要請が来ておりますので、主にこの諮問について議論を進めていきたいと思っておりますけれども、その間の経緯及び諮問内容について、事務局の方から説明をお願いします。

梅田課長補佐 諮問の内容につきまして、御説明をさせていただきます。本日は厚生労働省、農林水産省から担当官にお出でいただいておりますので、私の説明の後、もし補足等があれば御説明いただければと思っております。まず、資料1と資料2でございますけれども、資料2の方に論点メモということで、1枚目に項目を出して整理させていただいております。資料2の後ろ2枚が一覧表になっておりますので、そちらと資料1を参照しながら見ていただければと思います。まず資料1の表でございますけれども、厚生労働大臣、

農林水産大臣から、10月15日付で食品安全委員会委員長あてに諮問が来てございます。食品健康影響評価について意見を求められてございます。この内容でございますけれども、「記」のところがございますように、先般とりまとめられました中間とりまとめを踏まえまして、以下の事項に関わる見直しを行うことについての意見の聴取を求められたというでございます。4項目ございます。まず(1)が、と畜場におけるBSE検査についての話でございます。牛の検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進。(2)番目として「特定危険部位(SRM)の除去の徹底」に関する事。(3)番目として「飼料規制の実効性確保の強化」。(4)番目に「BSEに関する調査研究の一層の推進」という項目になってございます。それぞれの項目について、簡単に御説明させていただきます。1枚めくっていただいて、別紙になってございます。まず「I と畜場におけるBSE検査について」ということで、これは厚生労働省の所管になってございますが、この諮問の別紙の構成でございますけれども、1に「現状」が書いてございまして、2に「課題と今後の措置」ということでございます。論点メモの一覧表には、2の「課題と今後の措置」のところ、今後どのようにするのかという、今後の措置についての部分を抜き出して整理させていただいております。若干その1の「現状」についても触れさせていただきますと、まず「規制の状況」でございますけれども、食用を目的とした獣畜のと殺解体については、と畜場法第14条に基づき、これはと畜場においては都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜については、と殺解体をしてはならないという規定でございますけれども、この規定に基づきまして、都道府県または保健所を設置する市の職員であると畜検査員の行う、これは公務員ということになるわけでございますけれども、またその資格としては獣医師になるわけでございます。そのと畜検査員の行うと殺前、と殺後の検査を経なければならないということになってございます。と殺前の検査におきましては、神経症状を呈するなど、BSEが疑われる牛については、と畜場法第16条に基づき、これは検査の規定でございますけれども、16条については、検査の結果、その疾病が確認された場合にあっての措置についてでございますけれども、と殺解体は禁止されるということになってございます。と殺後、検査のうちBSE検査の対象については、これは牛海綿状脳症対策特別措置法、BSE措置法とっておりますけれども、その第7条第1項及び厚生労働省関係のBSE特措法の施行規則でございますけれども、それに基づきまして、月齢0か月以上の牛と定めているということでもあります。BSE特措法で検査をしなければいけないということになっておりまして、その具体的な月齢については、施行規則において0月齢以上という規定になっておりますので、そのすべての月齢の牛については、現在、検査をしなければならないという規定になってございます。また、と畜場法第16条に基づきまして、BSEに罹患している牛を食用とすることは禁止されているというのは、先ほど申し上げたとおりでありまして、そのBSEと診断された牛は焼却し処理を行ったと畜場の設備は消毒を行わなければならないというような規定もこの中にございます。(2)番として「都道府県等における実施体制」でございますけれども、平成13年10月18日か

ら、牛のと殺解体を行うすべてのと畜場におけると畜検査にBSE検査が導入されたということでございまして、16年8月31日まででございますけれども、355万頭強の牛について検査が実施されたということになってございます。また、BSEスクリーニング検査で陽性となった場合には、国立感染症研究所、帯広畜産大学または北海道大学において確認検査を実施し、厚生労働省に設置しております「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」において検査結果に基づく確定診断を行っておるということで、御承知のとおりでございます。「2 課題と今後の措置」でございますけれども、「(1) BSE検査の対象月齢の見直し」ということでございまして、中間とりまとめにおいて、以下のような指摘があるということでありまして、中身の引用部分については省略させていただきます。次にめくっていただきまして、2ページでありますけれども、その中間とりまとめにおける指摘がございますが、それを踏まえまして、と畜場におけるBSE検査は、平成13年10月当時、牛の月齢の確認が困難であったこと、国内初のBSE感染牛が発見された直後で検査をした肉と、しない肉が流通することへの強い不安があったことなどの状況を考慮して開始したものであるが、当該措置を講じてから約三年が経過しようとしている現在、その間の科学的知見等の進展に基づいて、食品安全委員会が行ったBSE対策の検証結果である中間とりまとめにおいて、上記の指摘がなされていることを踏まえ、と畜場におけるBSE検査を検査対象を21か月齢以上とするということで、先ほど申し上げたBSE特措法の施行規則の第1条の改正を行うということで諮問が来てございます。なお、見直しに当たっては、必要な経過措置を講じることということも書いてございます。(2)番でありますけれども「BSE検査法の開発」ということで、中間とりまとめの中でも検査法について研究が進められるべきであるということで、その中で20か月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価についても、今後検討を進める必要があるというような指摘がされているところでございます。これまでも厚生労働科学研究におきましては、スクリーニング検査法の開発、確認検査方法の感度の改善など、これまで成果を上げてきたところでありますけれども、上記指摘を踏まえ、引き続きこれらの異常プリオンたんぱく質検出技術の高度化について検討するとともに、諸外国における情報の収集に努め、今後のBSE検査体制の充実に資するということでございます。次にめくっていただきまして、「II 特定危険部位(SRM)の除去について」とございます。これも厚生労働省の所管でございます。現状のところでございますが、13年10月18日から、と畜場法第9条及び施行規則第7条に基づきまして、と畜業者は牛の頭部、これは舌及び頬肉を除くとなつてございますけれども、頭部、脊髄及び回腸遠位部につきまして、枝肉及び食用に供する内蔵の汚染を防ぐように処理することが義務づけられているということで、その取扱いにつきましては、管理用量というのを定めておりまして、それに基づいて行われているということでございます。また、同じく平成13年10月18日から、と畜場法第6条及び施行規則第3条に基づきまして、と畜場の設置者または管理者は、牛の頭部、脊髄及び回腸遠位部を専用の廃棄物容器に収納しまして、焼却することが義務づけられているということ

になってございます。また、14年7月4日からは、BSE特措法の7条第2項及び第3項におきまして、上記の措置が規制されているということでございます。更に、脊柱の話でございますけれども、平成16年2月16日から、食肉加工業者等に食用への使用が禁止されているというところでございます。(2)番目に「都道府県等における監督体制」ということでございます。と畜場におきましては、都道府県等の職員であると畜検査員が常駐して監督する下で、と畜場法に基づきSRMの除去、廃棄及び焼却が行われているということでございます。また、食肉処理施設及び食肉販売施設におきましても、都道府県等の食品衛生監視員が食品衛生法に基づきまして、定期的に立入検査を行っている。それによって遵守状況の確認を行っているというところでございます。「課題と今後の措置」でございますけれども、まず「SRM除去及び交差汚染防止の実施状況の検証」ということございまして、中間とりまとめの中で、結論でございますけれども、と畜場等における適切なと畜解体の実施を通じて交差汚染を防止することは、人のBSE感染のリスクを低減する上で重要であると。このため、引き続き、適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきであるという指摘がございます。これに基づきまして、と畜場におきましては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理下で、日々SRMの除去、廃棄及び焼却が行われているということでございますけれども、また食肉処理施設及び食肉販売施設においては、都道府県等の食品衛生監視員の定期的な立入検査により、遵守状況を確認するという体制が取られておるというところでございますけれども、上記の指摘を踏まえまして、これらに加えて、SRMの管理状況について、更なる確かな検証が行われるようにするため、今後、次の措置を講じるということで、2項目挙げてございます。まず、①が「SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンピングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前の脊髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行い、その結果を公表する」ということでございます。②番目に「厚生労働科学研究において、と畜処理工程における枝肉等のSRM汚染防止措置の評価方法を開発し、と畜場における実用化を進める」ということも記載してございます。(2)番目といたしまして、「その他」でございますけれども、ピッシングの扱いでございますけれども、中間とりまとめにおきましては、今後その廃止も含め、更に検討する必要があるというふうに指摘されているところでございます。このことを踏まえまして、厚生労働省において、既にピッシングを中止したと畜場での事例を整理いたしまして、それを都道府県等に対し情報提供を行うと。それによってと畜場におけるピッシングの中止への取組の指導を推進していくと。それとともに、と畜場の現状を踏まえつつ、引き続き中止の方針で検討を進めるということが書いてございます。 次のページでございますけれども、「III 飼料規制

の実効性確保の強化について」ということで、これは農林水産省の所管でございます。「現状」でございますけれども、飼料についてはBSE蔓延の原因である、反芻動物由来たんぱく質の給与を排除するという事とともに、その交差汚染による反芻動物由来たんぱく質の混入を防止するという、その2つの観点から飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、飼料安全法でございますけれども、これに基づきまして、反芻動物を対象とする飼料は哺乳動物由来たんぱく質、家きん由来たんぱく質及び魚介類由来たんぱく質を含んではならないなどの成分規格が定められているというところでございます。この実効性を確保するために、飼料安全法に基づきまして、飼料の製造保存表示及び飼料につきまして、以下の基準が定められているというところでございます。製造につきましては、反芻動物を対象とする飼料には、哺乳動物由来たんぱく質等を用いてはならない。保存につきましても、哺乳動物由来たんぱく質等を含む飼料は反芻動物を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならないなど、表示、使用につきましても同じようにそれぞれ規定されているというところでございます。(3)番でございますけれども、これらの飼料の規格及び基準の遵守を図るため、飼料の輸入、製造、販売、使用等に関わるものに対しまして、独立行政法人肥飼料検査所、都道府県等が、飼料安全法に基づきまして監視を行っている。また、そのガイドラインを定めまして、これにより指導を行っているというところでございます。続きまして「課題と今後の措置」でございますけれども、中間とりまとめの中で、BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、弱例のBSE牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう、行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要であるというふうに指摘されてございます。先ほど申し上げたとおり、飼料規制につきましては、反芻動物に対して反芻動物由来たんぱく質が給与されることのないよう、あるいは交差汚染の防止、そういった観点から規制が講じられているというところでございますけれども、その実効性を確保するために特に交差汚染の可能性が高い国内での飼料製造段階及び輸入段階を重点的に検査をしてきたというところでございます。しかしながら、我が国におけるBSE発生状況も踏まえまして、BSE感染因子である異常プリオンの伝播を防止し、国内におけるBSEの根絶を図るためには、3点挙げてございます。1つは「①海外からの飼料輸入段階」「②国内の飼料販売段階」「③国内の飼料の使用段階における飼料規制の遵守に係る検査・指導体制を一層強化することが必要である」ということ。このために、以下について新たに実効性の確保を強化するための措置を講ずるということで、4点挙げてございます。1つは「輸入飼料に係る交差汚染の防止」ということで、成分規格の遵守を徹底するための検査、分析を強化することとして、以下の措置を講じるというところでございます。アとして、動物性たんぱく質である魚粉等についてでございますけれども、現在もやっているところでございますけれども、引き続き動物検疫所における輸入検査を的確に実施していくと。違反があった場合には輸入停止措置等の措置を講じるということ。そういったことによって魚粉等への反芻動物由来たんぱく質の混入防止を徹底していくと

いうこととございます。また、その他の飼料につきましても、飼料検査所が検査、分析を行って、成分規格違反があった場合には、回収、廃棄等の措置を講じると。そういうことによって輸入飼料への反芻動物由来のたんぱく質の混入防止を徹底しているということとございます。（２）番目に「販売業者における飼料の保存に関する規制の徹底」でございます。アとしまして、飼料を農家に対して直接販売する小売店に対しまして、届出を義務づけるということとございます。飼料販売段階における飼料規制の監視対象を拡大していくということとございます。また、保存の方法の規制につきましては、小売店を含む販売業者に対する趣旨徹底の強化を図るとともに、都道府県による立入検査等を許可することによって、反芻動物向けの飼料への反芻動物由来たんぱく質の混入防止を徹底していくということとございます。（３）番目に「牛飼養農家における飼料の使用に関する規制の徹底」ということとございまして、牛飼養農家において、飼料の使用に関する規制を徹底するために、地方農政局等による巡回点検等の機会を活用いたしまして、飼料規制について周知徹底の強化を図るとともに、届けによる立入検査等を強化することによって、農家段階における飼料の誤用、流用を防止するということ。（４）番目「その他」といたしまして、トレーサビリティでございますけれども、昨年 12 月から個体識別情報の記録等の生産段階における措置が施行されたということとございます。また、本年の 12 月から牛肉への個体識別番号の表示等の流通段階における措置が施行されるということになってございまして、その確実な実施に向けた準備を推進していくということ。リスク牛の検査でございますけれども、平成 16 年度から、死亡牛検査を全都道府県における実施体制が整備されたというところとございまして、我が国における B S E 汚染の程度を把握するとともに B S E 対策の有効性について検証するため、引き続きリスク牛の検査を行なっておるということとございます。次のページに行きまして、「IV B S E に関する調査研究について」でございますけれども、これは両省の所管でございます。「現状」といたしまして、国産牛で B S E が発生する前から、厚生労働科学研究及び農水省のプロジェクト研究におきまして、検査法の検討であるとか、あるいはサーベイランス等を実施してきたところとございます。国産牛における B S E の発生をと畜場における高度迅速検査方法の開発であるとか、発生メカニズムの解明のための動物接種実験の実施。食肉等への異常プリオンたんぱく質汚染防止方法の検討など、B S E 対策に必要な研究を両省が連携して推進してきたというところとございます。「課題と今後の措置」でございますけれども、中間とりまとめのところと述べてございまして、検査法につきましては、今後とも改良が行なわれるべきものと考えられ、検出限界の改善であるとか、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきである。その中で 20 か月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後更に検討を進める必要があるというふうに指摘されてございます。厚生労働科学研究において、これまでもスクリーニング検査法の開発、確認検査法の感度の改善など、成果を上げてきたところとございますけれども、これらの指摘を踏まえまして、引き続きこれらの異常プリオンたんぱく質検出技術

の高度化について検討するとともに、農水省のプロジェクト研究におきましても、BSEの生前検査法の開発を進めていくということ。(2)番目に「SRMの汚染防止措置の評価方法の開発」ということをごさいます、中間とりまとめの中でもと畜場等における適切なと畜・解体の実施を通じて交差汚染防止することについては、BSE汚染のリスクを低減する上で重要であるということで、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行なうとともに、その実施状況について定期的に検証するなど、適正な実施の保証をされる仕組みが構築されるべきという指摘がございます。これを踏まえまして、厚生労働科学研究において、引き続き、SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法の開発について検討するということをごさいます。(3)番目に「動物接種試験の継続等」ということをごさいます、中間とりまとめの中で、今後とも定量的なリスク評価の試みは引き続き行なわれるべきであり、また我が国を始めとして、諸外国で現在進行中の経口接種試験の成績等について、引き続き情報収集及び検討に努めるべきであるというふうに指摘してございます。また、別のところでは、検出限界程度の異常プリオンたんぱく質等を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何か月齢の牛に相当するのか、現在のところ、断片的な事実しか得られていない。あるいは、厚生労働省及び農林水産省においては、BSEに関して科学的に解明されていない部分について解明するため、今後より一層の調査研究を推進するべきあり、そうしていただいた新たなデータや知見を下に、適宜定量的なリスク評価を実施していく必要があるというふうになってございます。これらのことを踏まえまして、引き続き、厚生労働科学研究において、動物接種試験等のBSEに関する研究事業を継続していくとともに、農水省のプロジェクト研究におきましても、牛への経口接種試験を行い、異常プリオンたんぱく質の蓄積メカニズム解明の研究を進めるということになってございます。以上でございます。

吉川座長 それでは、これから審議に入りたいと思いますけれども、諮問内容は今説明にありましたけれども、これについての質問をお聞きした上で、今後どういうふうに議論していくかについて、ざっくりばらんにフリーディスカッションをしていきたいというふうに思います。そういう進め方でいいですか。それでは、全般的な質問をお聞きして、それから個々の項目について議論した上で、今後の進め方を含めて議論したいと思いますけれども、どなたからでも結構です。今の諮問内容及びそれに関連することで御質問ございますか。どうぞ。

小野寺専門委員 厚生労働省の方ですけれども、牛の頭部で一応、舌とか頬肉は特定危険部位に入っていないということですが、特に舌ですね。舌に関しては、日本では恐らくそれほど流通していないんじゃないかと思っていたんですけれども、恐らく外国から舌が入ってこなくて困っているというような話を聞いていたんですけれども、舌というのはどのぐらい使われているのでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

道野監視安全課長補佐 国内のと畜場でどれぐらいその舌の部分をとっているか、こち

らの調査データはありませんけれども、通常は可食部としてやはり流通しますので、基本的にはもう食用利用されるというふうにお考えいただいているのではないかと、私どもは考えております。

吉川座長 ほかにございますか。

山内専門委員 全般的なことで、1つは厚労省に対して、今回の諮問の中で21か月齢という、言うなれば全頭検査緩和という諮問を出していますが、この目的。もう一つ、関連しているんですけども、事務局に対しての質問でして、この専門調査会で議論をして、座長に一任した後、最終的にできてきた中間とりまとめの文章、これは恐らく専門調査会の意見をちゃんと反映していないんじゃないかというふうに、私は理解しています。こういうふうになったいきさつ、この2つについて、一緒に質問したいんですけども、いいですか。1つずつ。

吉川座長 はい。

山内専門委員 まず厚労省に対してですけども、中間とりまとめで私たちが提言したのは特定危険部位の除去とか解体法とか、こういったことに関しての勧告をしていると思うんです。検査月齢に関しては、結局わからないと、線引きはしなかったんです。でも、この諮問の目的はどうもよくわからないというか、少なくともマスコミ報道などでは、これはもう米国牛肉輸入再開のために日本の管理規則を変えるんだというふうに言われていますが、そう理解してよろしいでしょうか。

道野監視安全課長補佐 それでは、21か月齢ということの諮問の目的という御質問にお答えします。勿論、BSE対策を含めて食品安全対策というのは全般として、基本的には規制ですので、科学的な合理性ということの基本として判断するというので、私どもは従来から対処してきております。BSEのその全頭検査につきましては、平成13年度10月からスタートしたわけですけども、当時の事情として、まず牛の月齢は必ずしも確認ができなかったというような事情があり、更に国内で最初のBSE感染牛が見つかったということもあって、国民の間に非常に強い不安があったと。そういった状況を踏まえて開始したということがあるわけです。これはもう先生方が御承知のとおりでございます。その後、こちらの食品安全委員会の方で最新の科学的知見に基づく評価検証結果で中間とりまとめをいただいたわけございまして、その内容を見ますと、私どもとしてこう考えたということでありまして、要するに、1つはその検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、全月齢の牛からSRM除去措置を変更しなければ、それによりvCJDリスクが増加することはないというようなことがとりまとめの部分にあるということ。21か月齢以上の牛については、現在の検査法でBSEプリオンの存在が確認される可能性があるということですね。更に、21、23か月齢で発見された感染牛の延髄門部の異常プリオンたんぱく質の量は、他の感染牛と比較して、500～1000分の1と微量だといったことがありまして、私ども厚生労働省としては、規制の科学性ということも当然基本としなければならないということですので、こういった中間とりまとめをいただいたということで、

それではその 20 か月齢以下の牛を検査対象から除外することが科学的に適切なのかどうかということについて、諮問をさせていただいたという経緯でございます。

山内専門委員 今回の説明というのは、要するに諮問を出してきた根拠であって、理由であって、目的を私は聞いたんですね。

道野監視安全課長補佐 目的ということであれば、それは規制の科学的合理性ということを確認するためということでございます。

山内専門委員 結局、今根拠に挙げられた、この中間とりまとめの文言ができてきたいきさつが関係してくると思うので、事務局にお尋ねしたいんですけども、実際にこの委員会で結論のところ、20 か月齢以下の牛を発見することは困難であるといった文言が議論になって、そこは削除して、検出限界のことに関しては事実関係だけを述べることにしよう。あとの文言は座長一任というふうにしたわけです。その後は実際に座長一任されて文言が修正されたものは、私たちのところにもその日の夜に送られてきましたが、これはもう通知であって、お知らせである。ですから、我々はコメントをできるような状況ではなかった。座長一任をした後、今度は親委員会の方にかかって、どういう形になっていったかという、そのいきさつが私には疑問なんですけど、これは我々の専門調査会のミスでもあるかもしれませんが、結論のところ、20 か月齢以下を発見することは困難であるという文言を取ったんですが、本文の方に残っていたと、それを気が付かなかったというのはこちらのミスであろうと思いますが、それは座長が記者会見のときに削除しますと言ったというふうに報道されています。その点に関して、これは親委員会の議事録を見ますと、これは村上評価課長の説明の中で、「最終的な取りまとめの御相談の中で、結論をそのように変更するのであれば、17 ページの『迅速検査により検出可能な月齢』の第 2 段落のところも全く同文で書くべきではないかという御意見がございました」。これは要するに、取った方がいいという意見だったと思うんですね。ただ、もう一方で「前提条件なしで月齢と検査感度を比較することは問題であるということではあるものの、17 ページの本文中では、我が国における実態を述べているので、『発見することは困難である』を本文中には残してもよいのではないかという御意見もございました。結果といたしまして、現在お示しいただいているような案文になっている」というんですが、どういういきさつで結果になったのか、これは読み取れないんです。恐らく最終文案をつくるときに、座長、座長代理、それから事務局関係者等で議論をされたんだと思います。その議論の中で実際に削除ということと、削除しなくてもいいんじゃないかという意見の 2 つがあったんだと思うんですが、その結果というのがまず一つわからない点です。そこを説明していただけますか。

村上評価課長 プリオン専門調査会におきまして、御議論いただきまして、中間とりまとめを作成する過程は、先生方はよく御存じとは思いますが、7 月に開かれました第 12 回のプリオン専門調査会に最初のたたき台が提出されまして、そこで御議論をいただいて、その御意見によって、8 月の第 13 回の専門調査会で修文したものの御議論

をまたいただき、そして、9月6日の調査会において、更に修文されたものをお示しして御議論をいただいたわけでございます。9月6日にプリオン専門調査会において御審議をいただきました中間とりまとめの案の中では、本文中にも20月齢以下の感染牛を現在の検出感度の検査法によって発見することは困難と書いてございまして、かつそれと同文で、最後の結論の部分に同じ文言が書いてありました。案の段階ではです。その案に基づきまして、御議論をいただいたわけでございますが、プリオン専門調査会の御議論の中では、本文中の記述のところは特段の御意見がなく通過をしていったわけでございますけれども、最後の結論部分の御審議の中で、専門委員の方より、その20月齢というものをこの結論部分に入れるのは具合が悪いんじゃないかという御指摘がありまして、その検査感度を検出感度以下のものは検出できないというのは科学的には正しいけれども、どこから検出可能になるのかということ、前提条件なしでここに書き込むというのは適当ではないのではないかという御指摘がございまして、当時の議論はプリオン専門調査会の議事録の中にも書いてございますように、確かにそうだろうということで、結論部分の書きぶりについては訂正をしよう。本文中の記述については、いいではないかというような御議論もあったように理解しております。ここでは結論と申しますか、文面を最終的に決定することはなく、最終的な修文については座長預かりということで、当日の専門調査会は終わったというふうに理解しているわけでございます。

山内専門委員 ちょっと1つだけ、本文中に残してもいいのではないかとといったような議論をこの専門調査会でやりましたか。私はあまり記憶はないんですが。

金子専門委員 私も忘れていたので、議事録をもう一度確認しましたけれども、私が発言した部分で、それは後でのお答えもそうですけれども、本文のところでは特にその時点では御意見がなかったことと、私は本文は変えなくても、とにかく結論のところその20という数字を強調するのはロジックもちょっとおかしかったんですね。佐多先生のおっしゃるとおり。そこに特段持つてくる必要性はないし、かえってよけいな効果が出るのではないかとということで、結論に関してはとにかくとりましようということを申し上げておりました。後での答申でも、私はそのとおり、その発言を踏まえて、その旨をお答えしておりますが、最終的には座長と事務局にお任せしますと。座長一任という形でお答えしております。

山内専門委員 それで、それが結果としてという議事録になってしまう、そのところは要するにどういう結果なのか、何が議論されてその結果なのか。議事録を読みますと、削除するというのと、残してもいいのではないかとという2つの意見がありました。そして、結果としてとなっているんですね。ちょっとここは理解できないんで、その点についてお聞きしているんです。

村上評価課長 結果としてという申し上げ方がわかりにくいというお言葉であれば、そうなのかもしれませんけれども、最終的な案文のとりまとめにつきましては、座長一任ということでございましたので、最後の結論部分の記述を最終的にあのような文言に。です

から、当初は 20 月齢以下の感染牛と現在の検出感度の検査法によって発見することが困難という記述があったわけですが、その部分をその事実関係だけを記述をするようにしようということで、結論部分においては 21、23 月齢で発見されているということと、発見された牛の中にその延髄門部に含まれている異常プリオンたんぱくの量は非常に少なかったということと、20 月齢以下の B S E 感染牛は 350 万頭やったところ、発見されていないということを書いて、これらのことは今後の我が国の B S E 対策を検討する上で、十分に考慮に入れるべき事実であるという文言に訂正したわけでございます。その中で、本文中にもともと結論部分と同文の記述のあったものを結論部分と同じように直すのか、直さないのかということについて、座長と御相談をいたしまして、一応、結論部分についてはそのように直そうということで、20 月齢以下の感染牛を現在の検出感度の検査法によって発見することは困難という、本文中の文言につきましては、そのまま残して、本委員会に上程をするということで、その代わりに、そのような議論があったということも本委員会の報告をするようにという御指示でございましたので、ちょっと異例ではございましたけれども、事務局からそのような御説明をさせていただいたものでございます。

山内専門委員 ということは、座長、座長代理、事務局との相談の中で、今のようなその 20 か月齢以下の本文に残すか残さないかという問題は、最終的に、ただそういう議論があったということの本委員会には出すという結果になったと理解していいわけですか。

吉川座長 第 14 回の議事録を見てみると、私が項目別にやっていて、この 3 - 3 - 2 のところで、20 か月齢以下の感染牛は現在の精度と検出方法では検出感度以下になるのではないだろうかという項目がある意味では付け加わるという格好なりますけれども、いいですかという議論をして、はい、特に問題はないという議論に行って、最後の結論に行ったところで、その同じ文言が出てきて、今、説明にあったように、結論のところ、その 20 という数字を明記すると、それはそれで一人歩きをするという心配と、あえて結論に 20 という数字を入れるかどうかという佐多委員からの質問があって、そこで事実だけにしようということで、その 350 万頭の結果のエビデンスを結論の方には書くということで、その細かい文言に関しては、今言われた経緯で、座長、副座長に一任するということになって、その後の記者会見で整合性上、本文もシンクロナイズしますかという質問があったのは私も記憶していて、シンクロナイズする可能性は高いと思うというふうに答えたことも記憶しています。その後、事務局と副座長と議論をしたんですけれども、2 つの考えがあって、その本文の方も変えるという考え、全文の方は今、副座長が言ったように、あくまで分析結果ですから、その 350 万頭を調べた結果として、その 21 か月、23 か月に関しては、日本はこれは B S E 牛と認めたわけですから、そういう意味で 21 か月以上を検出できるという可脳性は十分ある。ただ、それを定量的に評価したときに、一次検査でも二次検査でも検出限界に近いところにあるということもまた事実で、それを翻って考えれば、それ以下のものについて検出するのは非常に難しいだろうという、分析結果として間違っているものではないという考えがあって、事務局の方には親委員会に行くときに、こうい

う本文にしてありますけれども、シンクロナイズすべきじゃないかという考えと、V C J Dのときと同じで分析は分析とし、総論としては一人歩きを避けるために明記しないというスタイルでいいのではないかという、両方の意見があるということを親委員会の方に責任を持って説明してくださいというふうに伝えて、村上課長がそのように親委員会に伝えただろうという、そういう経緯だろうと思います。

山内専門委員 わかりましたけれども、もう少し続けさせてください。結局、今の議論でわかったんですが、その問題点がそういうふうにありますと、親委員会で議論をしてくださいということであっても、ただ単にこれは評価課長は、こういったことがありました、「結果といたしまして、現在お示しいただいているような案文となっているものでございます」で終わってしまっていて、議論してくださいということは一言も言っておられないですね。

村上評価課長 御説明はいたしました。もし議論が必要であるというふうに本委員会が御判断になれば、御審議いただけるものというふうに考えておりました。

山内専門委員 わかりました。それで結局、私が思いましたのは、この委員会は専門調査会、これは完全に公開して議事録も公開されている。親委員会も勿論公開で、議事録も公開されている。これがやはり国民の信頼を勝ち得るための一番重要な点だと思うんですね。でも、今回の場合を見ていきますと、今、説明を聞いて大体の経緯はわかってきたんですけれども、結果として、恐らくこの最終的な中間とりまとめは、この委員会でもう一度議論されたらば、いろんな反論が出てくるような内容になってしまったというふうに、私は理解しています。ですから、やはりこれからはこの専門調査会、親委員会、その間での議論とか何かも、やはり何らかの形でちゃんと公開できるようなシステムをお考えいただく必要があるのではないかというふうに思います。もう一つ、この最終的なこの報告書の文言について、私は結論に付け加えられたところで、これは最後に350万頭の牛を調べて、20か月齢以下のものは見つからなかったということと、ごく微量であったということから、厚生労働省は最終的に今度は21か月という線引きを提案されているわけですが、350万頭を調べて20か月齢が見つからなかったというのは、これは科学的に正しい論理ではないと思うんですね。極端に言えば350万頭を調べた中で20か月齢以下の牛がいたのかいないのか、何頭いたのか、分母はそれになると思うんですね。ですから、例えば、科学では20か月齢以下というのが10%と仮定すれば、35万頭調べて陽性のものはいなかったというべきだろうと思うんです。それを350万頭調べて見つかりませんでしたというのは科学的な論理ではないと。ですから、これはここでの最終結論でそういうふうには言われてしまうのは、要するにこの専門調査会として責任がとれないという気がします。

小野寺専門委員 ちょっと発言させてください。山内先生だけがしゃべっているので、少しこちらにも発言の時間が欲しいものですから。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 まず議論が2つありました、前の方は、当時の中間とりまとめ案に関

して、翌日自宅に一応文章が送られてきました。それは読みました。それで前の文章と、少なくとも議事録で文章にもう一つ付け加えられていたというのは、こちらが気が付いていました。ですから、それに関して、もし反論するんでしたら、そのときに文章が違うんじゃないかと言ってもいいのではないかと思ったわけですね。

山内専門委員 送られてきた文章には添付のとおりとりまとめ御了承いただきましたので、お知らせいたしますと。それしか書いていないんです。かなりちゃんと読んだんですが、それしかなくて、要するにこちらは意見を出したって、どっちみちもうこれで行きますと、座長に一任した後の話ですから、ということはやはりこの専門調査会で議論をして、最終的なまとめを座長に一任した以上、そして、それをそのままそこで決まったものは親委員会に行くという段取りができています以上、ここで私は特にもうあえて一人で意見を出したって、それは役に立たないだろうと判断しています。

小野寺専門委員 済みません。まだ話しの途中だったので。もう一つは、やはり今日の議題は、本来は厚労省と農水省の方で出したこの対策に関して、将来どうリスクが増えるか増えないかという議論だと理解していましたから、ちょっとその方にもう少しウェートを置いてもらいたいと思うんですけれども。

吉川座長 わかりました。どうぞ。

品川専門委員 私にも発言させてください。私は9月6日、やむを得ない事情で欠席したんですが、これは私、全面的に山内先生の御意見の賛成しているんです。だけど、もう決まってしまったのならしょうがないということになると、非常に今、心の中でどうしたらいいかわからないというものがあるんです。ただ、中身というものは、私個人的にはこれで十分賛成というものじゃないということなんです。それは表明させてください。このものが基になって、今、諮問が行われているということであれば、ここに問題があれば、やはりここで検討していいのかどうか。その辺りのことをはっきりさせてください。諮問以前の間まとめのことですね。それはもう小野寺先生が言われるように、過去のものだからそれはもうしないんだと。それにのりつた形で先に進むんだとかどうするかということを引きちんとさせていただいて、座長の方からお願いいたします。

吉川座長 品川先生は欠席でしたけれども、21か月という数字以前に、21か月、23か月はどう評価するのかという議論は何度もしました。それを定性的にBSE牛とするかどうかというヨーロッパと日本の考え方の提示もありましたし、しかし、日本は一次検査と二次検査で陽性牛として認めた21か月と23か月はBSEというふうに認定して、その上で理論をつくっていくという理解があったと思います。

品川専門委員 ちょっと待ってください。今、大事なことですけれども、21か月、23か月というものは、これはここで云々論議をする以前の問題として、BSEの判定委員会の方できちんと、これはBSEと言っているわけですからね。ここで論議するものじゃないんですよ。

吉川座長 でも、それは1つずつ確認しなければならないで、ヨーロッパはそう言って

いるという委員の意見があれば、この委員会として、どういうスタンスで臨むかということとは確認していかなければならないので、それを私は言ったわけです。その上で定量的に、では、それはどのぐらいの量的な問題だったのかという次の議論に入って、500分の1から1000分の1。それがウエスタンプロットにおいてもE L I S A試験においても限界のところに近いという議論があった。その結論として、それ以下のものについては、現在の検出感度では検出できないだろうと。ここまでではだれも異論がなかったと、私は思うんです。その次の議論のところで、では、その21か月より若い牛で検出可能なのかどうだろうかという議論になって、論理の帰結として、それより若い牛では検出する率も低いだろうし、困難だろうということになって、それがそのまま結論に行ったときに、そのリスクマネジメントでこれが一人歩きするのは、v C J Dのときと同じような問題を起こすということで、その事実確認だけにしようということ。それから、先ほど、350万頭中認められなかったとおっしゃったのは、私の記憶では山内先生です。私はあのときに母集団として20か月以下はもっと少ないだろうと一瞬しゃべった記憶はあるんですけども、そのときの時点で何頭というのはわからなかったもので、事実とすれば、確かに350万頭を調べた中で20か月齢以下に1頭もいなかったということも事実だから、それでもいいかというふうに思ったんですけども、弱齢集団を考えると26か月から28か月までの集団の20か月はほとんど山のてっぺんで半分ずつですから、あそこにあの時期、21か月以上で陽性牛が2頭いたということは、論理的に考えれば、20か月以下にも2頭くらいはいたのかもしれないけれども、それは検出できなかったと考えても、そんなに悪いことではないかもしれないというふうに、私は思っております。どうぞ。

小野寺専門委員 ちょっと付け足しになりますが、21、23の議論は、まだいろいろやって最中なものですから、あまり細かいことを言ってもしょうがないというか、B S Eと認定しているわけですから、それ以上のことはないと思いますけれども。

品川専門委員 ちょっと今のことなんですが、小野寺先生、やっている最中というのは、どうですか、私はB S Eの判定委員会の方の座長として、あの問題については、もう既に判定のことに関しては、日本ではきっちり結論を出しているわけです。ただプリオンの問題が、あの問題は少ないから、プリオン自身について更に科学的に調べるという学問的な興味ということがあるわけですから、この問題について増幅ということを行っているわけなんです。ですから、まだ結論が出てないだとか、まだやっている最中ということではありませんから。

小野寺専門委員 それは言葉じりの問題で、増幅をやっている最中ですからということだけです。

吉川座長 それに関しては、この委員会でも特に、そういう意見があったので議論しただけであって、別に21、23か月牛がB S Eであるか、ないか、そこに前提を戻すことは特にありません。先ほど、山内委員の方から情報の透明性について少し意見が出ましたけれども、時間的な問題もあったりして、完全に情報が伝わらなかったといったような部分も

あったかもしれませんが、山内委員のような意見があるのはもっともで、やはり情報の公開と透明性というのは、確かに信頼を得るという意味では努力する必要性はあるというふうに思います。どうぞ。

品川専門委員 1つ言わせていただきたいのは、今ここで山内委員が話題にされたこと、まさにその問題が、今度は厚労省の方の諮問の中の一番トップに入って出てきているわけですね。そうすると、このところはどういうことなんだろうかと、私は非常によく理解できないわけです。要するに、この中でしっかり議論して行って、それで結論から取り除いたものが本文に残っていて、それが本文に残っているからといって、そのものが今度は諮問の中の中心になって出てくるのは、私は何だかすきとしないという見方です。もう一つついでの話なんですけど、諮問の中の別紙というところがあるんですが、こういう問題が大事な問題であれば、もっと慎重にまともな間違いのない言葉で書いていただきたいと思います。随分というか、私がぱっと見ただけで3か所ぐらい間違いがありますね。違いますか、諮問の別紙です。ですから、随分急いでつくられたのかと思ったり、間違いを直すことができないうちにね。それから、今のところで、厚労省の方にお尋ねしたいんですが、このところでSRMという言葉をお使いですね。特定危険部位という言葉、厚労省の方の中では、たしか特定危険部位ではなくて、特定部位となっているわけですね。特定部位、特定危険部位、この辺りの使い分けとかというのは一体どうなっているんだろうか。厚労省の方ではSRMではなくてSMですね。違いますか、それがここへ出てきたらSRMになっておりますし、あと、農水の方では異常プリオンなんて書いてあるんですが、こんな間違いをもう恥かしいから二度としないでいただきたいということ。それから「経口摂取」ということもあるんですが「経口接種」というのは食ったわけじゃないんですよ、接種というのは感染させたという意味ですから、これも間違いですし、もっと慎重に文章をつくっていただきたいと。何か全体がいいかげんに見えてくるんです。道野監視安全課長補佐 それでは、御指摘の部分でありますけれども、私どもの諮問の文章の中で引用させていただいているのは、すべて結論部分でございまして、本文にしかないものについては引用しておりませんというのが1点。あと、SRMという言葉の使い方については、以前も私どもの方で薬事・食品衛生審議会の方でも、たしか山内先生から御下問いただいたというふうに記憶しておりますけれども、同じ説明になってしまうわけですが、と畜情報、それから牛海綿状脳症、そういう法令上の用語として特定部位という言葉を用いております。その場合には、内容的にはと畜場においてSRMとして処理されるもの、これが特定部位という言葉で整理しております。要するに、脊柱が入るか、入らないか。脊柱も含めての場合に、やはり国際的な状況も見て、ちゃんとSRM、特定危険部位と言うべきではないかと、以前そういう御指摘をいただきまして、全体を言う場合にはSRMというふうな特定危険部位というような一般用語として使用しています。以上です。

山内専門委員 確かに座長が言われたように、350万頭中20か月齢以下が見つからないということ私を私が最初に言っていることは事実です。ただ、それは誤りでした。要するに、

議論の中でそういう発言があったことは事実ですが、最終的に考えていけば、それは科学的ではないというふうに思います。それから、私は今回の中間とりまとめの作業に当たって、結局、我々のところには、中間とりまとめの資料がなかった、送られてこなくて、私たちは当日ここで見ています。金曜日に私のところへ原案を持ってきて1時間あまり説明をされていった。そして、こういうふうに直しましたとか、いろいろ見え消し原稿で説明されて、そしてまたそれに対してこちらコメントを出して、そして最後に、どうせい土曜日、日曜日には私のところに送られてくるんだらうと、今までは必ず送られてきていました。それが送られてこないで、ここでぱっと見せられて、私は一番乗りして30分ぐらい前に来て見たんですが、見落としはかなりあったんです。一方で、土曜日からマスコミの方では報道がされていると。そういうやり方で我々に審議をさせるということ自体にも私はかなり疑問を持っていましたし、その中で、こちらの方の審議不十分であるということは何か所かあるというふうに思います。

吉川座長 村上さん、何か先ほどの発言が関係ありましたけれども。

村上評価課長 まず、先ほど私が申し上げたかったことは、厚生労働省の方からお話があったように、今回の諮問の案件につきましては、これから御議論をいただくわけでありまして、その御議論をいただく前提として諮問をされる側が引用している中間とりまとめの文言は、すべて中間とりまとめの結論部分から取っておられるということで、先生方の御議論の中でも結論部分については十分注意して文言の調整をしようということで、中間とりまとめの御議論をされたように記憶しておりますので、そういう意味では、先ほどの20月齢みたいなお話は、このコンテキストの中ではあまり問題にならないのかなというふうには思っております。ですから、むしろ、これからの御議論といたしまして、中間とりまとめというのは、あくまで中間とりまとめに至る時点までの御議論を専門調査会として3回繰り返して御議論になったわけでありまして、それを総論としてとりまとめたということだろうと思っておりますので、その議論は議論として十分専門調査会としても尊重していただけるものと思っておりますが、これから先の議論として、厚生労働省あるいは農林水産省からのお尋ねに対して、どのように専門調査会として御判断されるのかということ、また別のことではないかというふうに思っております。

吉川座長 その考え方もあると。どうぞ。

山内専門委員 よくわかるんですが、結局、例えば今回のような1つ20か月というところを管理側が考えて、それについてのリスク評価をしてくださいという諮問、それ自体は私は当然いいと思うんです。ただ、20か月といったようなことに関して、それを提案しているというか、その根拠というのが、この専門調査会の議論に基づいているというふうに取りられるのは大変心外だと思うんです。我々はそういうことは言っていないと思うんです。

吉川座長 結論のところ、その議論が御存じのように、あのときそういう議論になって、私自身、座長の意見を離れて個人的な意見として言わせてもらえれば、繰り返しになりますけれども、定性的に21と23か月をBSE牛というふうにとって、定量的にそこで

の汚染度というものを見たときに、限界に近いという事実を考えれば、それ以下のものについては検出できないだろうし、あえてその数字を問われれば、21 か月以上は検出できる可能性があるという、トートロジーの答えになりますけれども、それをリスクマネジャーとしてどこかの連続性に線を引くので、では20 か月以下はその対象として考えたときに、どういうリスクになるのかという諮問が来て、それは論理的に間違えていないというふうに思っております。これは座長の個人的な意見でございます。どうぞ。

品川専門委員 そのことにちょっとお尋ねしたいんですが、21 か月、23 か月というところ、そこで2 か月のずれがあるわけですね。それは同じように少ないわけです。そうすると、今、先生が言われたことは、同じように少ないのに、例えば23 か月だけが見つかったら、23 か月はこれで4 回だから、23 か月以下という、そういう形の線の引き方と同じなんです。ところが、21 か月が見つかったから、今度は20 か月に線を引くということでしょう、違いますか、要するに。

吉川座長 私が言っているのは、リスクマネジャーというのは、例えば20 歳が成人式だといって、それは早熟な人は18 で大人になっているのかもしれないです。23 の人もいるかもしれない。どこかである基準として線を引かなければならないと。それで、今までのエビデンスを考えたときに、350 万頭の結果としてそうであれば、そういう諮問が来ることはあり得るだろうというふうに説明したのであって、私は、この議論は、もしこれから先に行って、20 か月という問題が出てきたときに、実際に対象になるのは、2003 年4 月生まれ以降の牛になります。全く時空間を離れた議論をしているわけではなくて、これから各論をやるというふうに言ったのは、イギリスのどこかの話をしているわけではなくて、日本の汚染状況で、2001 年10 月からの対策が、ここで見直したような格好の限界と効果を持ちながらやってきた中で、もし20 という線を引くなら、今後対象になる牛は、規制をしてから1 年半以上経って生まれてくる牛を対象にして、もし、変更したときにどれだけのリスクを食品危害として負うのかという各論を我々は分析して答えなければならない立場にあるというふうに理解しております。

山内専門委員 私は座長の意見に賛成なんですけれども、結局、調査会で月齢に関連したいろんな情報も全部提供というか、整理をして分析をしていることは事実で、その結果に基づいて厚労省が20 か月というところに線引きをして、そこでリスク評価をしてくださいと、このプロセスも私はいいと思うんです。ただ、この専門調査会で20 という線引きを別に提言しているわけではないということなんです。それから、やはり一番最初に御質問した諮問を出してきた目的が、やはり理解できない。というのは、結局20 というような、リスクの定量的評価、もしくは定性的評価をここでやるといっても、なぜそういうことをしなければいけないか、現在大変な社会混乱まで起こしているというようなこと、これは我々と直接の関係がどこまであるのかわかりませんが、ともかく、やはり厚生労働省としては、はっきり調査会としては、こういうような意見が出てきた。それで、一応、厚生労働省として20 か月というところでこちらに諮問したいと。その目的は、アメリカ産牛肉の輸

入再開のためであるということを書いていいんじゃないかと思うんです。

小野寺専門委員 アメリカの話として、一応、ここの諮問のことは、あくまでリスク評価の場所だと思うので、厚労省の諮問に関して何が問題であって、何が影響するかというと、結局、中間とりまとめの15ページの上から4行目ですか、「人口比、遺伝子型の構成比から補正を行うと、我が国の全人口におけるvCJD患者の発生予測数は、0.9人となる」と書いてありますけれども、これに厚労省及び農水省なんです、リスクマネジメントがこれに影響を与えるのかどうかと、そこがリスク評価の問題だと思うんです。あとのマネジメントは、また厚労省の方だと思うんですけれども。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 いろいろ議論を聞かせていただいて、やはり今回、9月6日の第13回、14回ですか、それから本委員会までの4日間の経緯が少し急ぎ過ぎた感はやはりあると思うんです。各委員の方々の、これだけ重要な問題であれば、やはりワンステップ置いてもよかったのではないかと。逆に申し上げると、やはり今後の諮問に対する答申に関しては、その貴重な経験を生かして慎重にしていっていただきたいというふうに思います。それから、20か月齢困難の、本文中の記載に関してですけれども、先ほど厚労省の方が言われたように、今回の諮問を見ますと、その根拠は、やはり結論部分にあると。20か月齢以下に関して、本文中の困難であったという表現を基にはおられない。350万頭に及ぶ検査により云々と、やはり結論部分のことを今回の諮問の根拠にしておられると。そこに関しては、私たちはかなり慎重に議論したつもりですけれども、やはり立脚点によってとらえ方が違うというのが、これは科学と管理というか、社会との接点を考えるときに、どうしても付きまってしまう。つまり、私たちは、これを科学的に評価するわけですね。そうすると、この文言を科学的に考えて特に問題ないだろうというふうに思うわけですけれども、それを別の見方からすれば、例えば今後の我が国のBSE対策を検討する上で、十分考慮に入れるべき事実であるというのを、そうかなと思って、そのとおりであろうと思って出すと、やはり省庁の方は、ああそうだということで、では検討する上で十分考慮に入れますということで返してこられるわけですね。そこは、どうしても、やはり同じ文言を見てもとらえ方が違ってしまいうというのが、そこまで私たちは考えてやらないといけないかと、科学的な評価だけではなくて、そういう影響まで考えてやらなければいけないかという、それは無理だと思うんです。逆に言えば、それはもう科学的評価ではなくなってしまうとも言えるわけです。ですから、今回は、品川先生も山内先生も小野寺先生も皆さん非常に本音で語って私はすごくよかったと思うので、是非、私たちの科学者の思っていることを十分わかっていただいて、今後の議論に生かしていただければというふうに思います。

吉川座長 金子委員、どうもありがとうございました。私が言わなければ、いけなかったのかもしれませんが、当事者で、今、金子委員が総括してくれた点はすごく大事で、確かに言われたとおり、タイミング的にも非常にせっぱ詰まっていたという部分もあります

し、今後も多分リスク評価は、今までもそうでしたけれども、諮問を受けたものに関して、リスクマネジメントと全く離れて答えを返すことは実質上できないわけです。ただ、それだからといって、今までの委員会の中でも何度もありましたけれども、やはり責任を放棄するわけにはいかないわけで、やはり中間とりまとめをやった最初のスタンスでわかっていることが何で、不明な点が何で、どこまでデータがあってということの積み重ねでリスク評価を返していくという方法しかないと思います。どうぞ。

品川専門委員 あまりサイエンスのことではないんですが、この諮問の中の一番最後に「見直しに当たっては、必要な経過措置を講じることとする」というのがありますね。これは、今、盛んに言われている、3年間は全く今までと同じことをするんだということに通じるものなんですか。

道野監視安全課長補佐 そのこの部分は、要は規制の内容を変更する際に、経過措置というものを通常行政的にはやっていることがございます。今回、もしも見直しをするということ的前提とした場合に、1つは、今まで私ども、それから食品安全委員会の方でもリスクコミュニケーションをやってくる中で、なかなか検査の見直しということについては、反対、賛成いろんな意見がまだあるということがありますので、やはりリスクコミュニケーションということをしっかりやっていくということが1つあります。もう一つは、と畜場の現場で、検査が必要なものと、そうではないものが出てきてしまうということですので、そういった環境整備ということも図っていかねばいけないと。もう一つは、消費者、生産者、そういった中混乱ということも出てくるだろうと。国民の理解を得るまでに時間がかかるということもあり得るだろうと。一方、地方自治体によっては、見直しても引き続き全頭検査をやりたいということの意向を表明されている自治体もあると。それと自治体が検査をやる場合に、現在、私どもが全額補助をしているキット代について、引き続き補助ができないかと。それは混乱回避ということであって、安全基準はあくまで一定月齢で切るということが前提ではありますけれども、そういう混乱回避ということを目的に、引き続き財政措置が取れないかということについて、今、政府部内で調整をしているというような状況にあります。

吉川座長 どうぞ。

品川専門委員 ついでなんですけれども、これは要するに結果として、非常に素朴に考えれば、3年先にやるのであれば、例えば中間とりまとめが行われたその後、現在までに今年はまだBSEは3頭も見つかっているわけですね。こういうふうにBSEに関してどんどん状況が変わる世の中で、3年先のことをなぜこんなに急いで、今、諮問しなければいけないのかという非常に素朴な疑問があるわけなんです。ですから、本当に必要であるとすれば、経過措置が3年も必要だなんていうのは本当なのかどうか、私はよくわかりませんし、ただ非常に素朴な疑問があるということだけお伝えしたいと思います。

吉川座長 これはリスク評価以前の問題で、リスクマネジメントとしてそういう対応を取るのであれば、専門委員会として、もしリスクがほとんどないと考えられる結論になる

なら、それはマネジメントとしてお取りくださいという以外には答えようがないと思います。そのため、諮問に対して、これから各論というか、今、品川先生は今年になって3頭と言われましたけれども、先ほど言ったように、今、出てきているのは、そういう意味では2001年に止める前の汚染牛の話であって、ここで20か月以下ということのをこれから決めると、先ほど言ったように、対象になるのは、2003年4月か5月以降に生まれた、要するに規制してから1年以上経った牛のリスクをどういうふうの評価するのかという議論であって、そこはあまり混乱しないように議論を進めていきたいというふうに思います。済みません、今日は持ち時間2時間で1時間半、大事だったと思いますけれども、どういうふうに進めていくか、もう30分予定時間がありますから、今日の諮問に関して、先ほど事務局の方から説明がありましたけれども、かなり検査だけではなくて、SRMの問題についても、それから資料についても、同時にリスクマネジメントとして諮問をされているので、個々の項目にするかは、もうそれほど時間がないので、第1項目から第4項目までどこでもいいから、今日は厚生労働省、農林水産省それぞれ来られていますから、少し質問の方に重きを置きたいと思うんですけれども、諮問内容に関して、こういう点はどういうことなのかという御質問があれば受けたいと思いますけれども。どうぞ。

北本専門委員 質問があるんですけれども、その前に1点確認したいことがあります。それは、いつもこの会議に出ていて思うんですけれども、貴重な意見があって、貴重な意見に対してどういうレスポンスがされただろうかと。今でも、少なくとも中間の報告書に関しては、もう手を入れないということを決めたのか、手を入れられないということ为例えば事務局側が言ったのか、座長が宣言したのか、それをあいまいにして次に進んでいくというのは、私はよろしくないなと思うんです。だから、どういう結論でもいいから、座長は結論を言って、この議論に関しては、まだ手を入れる余地がありますよというのか、それとも9月6日の中間報告段階のものはもう手を入れませんというのかをはっきりしてください。

吉川座長 済みません。私は、そういう意味では、先ほど言ったように、9月6日から後の時間経過に関して、金子座長代理が言われたように、やや拙速な部分はあったかと思えますけれども、それなりに中間とりまとめに当たっては何度も項目別に議論してきましたし、内容についても議事録を見ていただければわかるように、欠席の先生方もいらっしやったかとは思いますが、それなりの議論を尽くした上で、最後の結論の部分もそれなりの時間を取ってああいう表現にしたと。それで、最後に確認という格好で一応委員の方にも資料を送った上で、食品安全委員会の方に持ち上げて、そこで了承されたので、この中間とりまとめについては、一応これを中間とりまとめとして受け入れたいと思えますけれども、各委員の方、御意見はございますか。どうぞ。

山内専門委員 これは質問なんですけれども、どうも我々は科学の領域で中間とりまとめという言葉自身がよくわからないので、一体これはどういう位置づけになっているのか。我々は普通ですと、報告書とか、中間報告書というか、中間報告書だったらまた途中で時

間とともに変わってくるでしょうし、ちょっと官庁用語としての中間とりまとめについて説明していただけませんか。

村上評価課長 中間とりまとめということに官庁用語として特別な意味があるわけではございませんけれども、プリオン専門調査会での御議論の中で、あくまで最初の段階として事実でわかっていることと、わかっていないことをはっきりさせようと。それから、現時点でわかることについて一応とりまとめましょうということで、座長のお話では、総論部分とおっしゃっていたこともありますけれども、この中間とりまとめをとりまとめたいただいたものというふうに事務局では考えております。ですから、この中間とりまとめの次のステップとして個別の議論をしていただけるものというふうに思っています、そういう意味で、中間とりまとめという名前になっているんだと思っているんですけれども。

山内専門委員 いや、今の北本委員の質問にあったように、例えば9月6日に出したのは、9月6日のバージョンとしての中間とりまとめであると。では、ある時期にまた新しいバージョンができてくると。そういうふうに理解していいわけですね。

村上評価課長 ですから、最終的にはきっと最終とりまとめというのできるんだらうというふうに思っていますが、ただ、本件は非常に難しい問題ですので、どの時点でどのような形のものがつくっていただけるのかというのは、事務局ではわからないわけですから。

吉川座長 中間とりまとめという名前が適切かどうかは、私にもわかりませんが、私が座長として、第1回目のときからこの委員会が何をやる委員会であって、いずれ規制がちゃんと言って、母集団の方のリスクが下がっていったときには、それに対応したリスク評価が必要であってという議論を自分なりに、それぞれの諮問とは別途やってきたつもりで、350万頭を経過したところで、もう一回総論として自分たちがよって立つ、戻る原点、その時点でわかっていること、わからないことをまとめて、ある意味では議論が紛糾したときにそこに戻るものをまとめておきたいと思ったのが、この中間とりまとめということであって、多分、5年後、あるいはここで更に規制体制が取られて、それが更に有力になれば、もっと加速的にリスクが減っていくと思うんです。そのとき、中間とりまとめ2というのが出るかどうかわかりませんが、多分議論する内容も変わってくるし、まとめの内容もデータに基づいて変わってくるので、私は現時点で戻る総論としてのまとめは、これでいいのではないかと考えております。

山内専門委員 そうすると、最終とりまとめというのは、いつになるかわからないわけですね。結局、5年後にはまた新しいバージョンというような感じのことであれば。

吉川座長 そうならざるを得ないんじゃないかなと思うんです。情報がどんどん増えていくわけで、今わかる範囲で議論した原点がここであるということになるので、今度、例えば諮問を受けて各論が付け加わっていけば、これに足されていくかもしれませんし、それでいいのではないだろうか。

山内専門委員 先ほど金子委員が言われたように、やはり科学の世界での議論というの

と、その議論の結果が行政やいろんなものに反映してしまっているというので、実は我々は大変当惑しているんですね。科学論文なんかだったならば、書いて間違っていればすぐ直すとか、どんどん新しいバージョンに変えていく機会が与えられていると。ところが、中間とりまとめというのは、一度こうやって最終のところまで行ってしまったら、それはどんどん歩いていってしまうというのが現実なんだと、そういうふう理解していいわけですね。

吉川座長　そういう責任は負う委員会だろうと思います。いわゆるピュアサイエンス的に立場を保持しなければならないけれども、その影響力は学会で論文を発表したこととは違う立場の委員であるだろうというふうに思います。

寺田委員長　親委員会の立場として、いつ言おうかなと思ったんですけども、1つは、ちょっと元に戻りますけれども、親委員会が専門委員会からここを変えてくれという依頼を受けて、変えなかったということをごどこかで言っておられる方もいますけれども、それは絶対にはないです。依頼は受けておりません。それが1つ。それから、いろいろ説明がありましたけれども、これは議事録のとおりでありまして、ただ、お話を聞いていますと、一番大事なのは、金子座長代理が言われたように、やはり信頼関係が非常に大事なもので、ひょっとしまして、この専門調査会の中ではわあわあ言っているものだから信頼関係が出るかもしれないけれども、親委員会との関係が疎になって万が一でも信頼関係がなくなったら一番大変だと思います。是非いろんなことがありましたら、親委員会に直接言って頂きたい。または、これは透明性をどう確保するのか問題であり、時間の問題とかいろんなことがございますが、例えば私のところへ直接こういうのはどうなっているんだということを書いていただければ、大変ありがたいと思います。それは必ず何らかの形でお答えをするようにいたします。それから、先ほどの科学と行政という問題は非常に重たい問題で、これは日本の中でこのような委員会ができたのは初めてのことでですね。山内先生も委員会に入っておられますあの報告書を見ますと、やはり縦割行政は悪いとか、危機感がないとか、いろいろ書いてありまして、1つの大きなところは、やはり科学を行政に反映するような仕組みがなかったから問題がおきた。そこでこの委員会をつくらうということですから、おのずとこの委員会の科学に基づく評価の発言は行政に反映されます。私が判断をするんじゃないんですけども、管理行政側がこの委員会の意見に基づき判断して管理の方法を考え、もう一度この委員会が科学的に見て、行政の判断、今日諮問が来ていますように、これは正しいのかどうか意見をいうのが私ども委員会に与えられた役割だと思います。今までの中間とりまとめというのは、だれにも依頼されずに、本当にボランティアとしてやっていたわけですね。このBSEがこの委員会ができる一つの基になったものだから。それで、今度は管理側がそれを見て、今、諮問してきたところですから、これからこの諮問の内容について、この委員会できっちりと答申を出すということが大事ではないかというふうに思っております。ちょっと長くなりましたが、以上です。

吉川座長　どうぞ。

北本専門委員 済みません、たまに来ると議事を遅らせてしまいそうで、質問がございません。農水のトレーサビリティに関する質問なんですけれども、7ページの「(4)その他」のところで、本年の12月から牛肉の個体識別番号の表示と、流通段階における措置が施行されることとされているということなんですけれども、是非これは農水だけではなく、厚生労働省とも協力していただいて、一体どんな牛肉なのか、つまり、どういうピッシングを受けて解体されたものなのかどうかとか、例えばですが、単刀直入に申しますが、つまりスロットハウスで、ピッシングを受けて解体された牛肉ですというのは、恐らく厚生労働省の情報としてしかわからないと思うんです。当然、牛肉というのは、個体識別の面もありますけれども、どういうふうにと殺されていったかということまで食品の安全には関わるんだと思うんです。ですから、2つの省庁に協力していただいて、ありとあらゆる情報がこの個体識別番号から手繰れるようにしていただくと、もう一つこんな統計の取り方もできる。例えば、消費者に振り返ってみれば、実際に消費者が個体識別番号を調べて、どこまで調べてこの肉を買おうか、やめようかというふうにしたか。つまり、そういうふうにした肉というのは、売上が減ったからだと。にもかかわらず、売上はどんどん変わらずにいったとなれば、我々はサイエンスだけをしていればいいんじゃないかと、もっときっちり安全性を初期の段階で確保しなければいけないと。そうじゃなくて、消費者が非常に勉強されていて、例えば18か月無検査のピッシングなしの牛肉を選ばれるとすれば、こういうものから売れていくというふうになれば、これは我々も委員会としてももう少し網をかけるのを粗くしてもいいんじゃないかということにもつながると思うんです。我々のここでの議論というのが、常に消費者の動向を全くわからずに、ある人はサイエンスとして議論していますし、ある人はそうじゃないというふうにして議論していますけれども、そのコミュニケーションを図る場というのは、実はトレーサビリティの情報を使うことによって得られてくるのではないかと思いますので、できたら農水として、今、トレーサビリティの方向性を厚生労働省も利用して、いろんな情報を盛り込めるような、ひいては、例えばピッシングがなくなっていくというふうな方向で行った方が、私は食品の安全性につながるんじゃないかと思っておりますので、是非御検討を願えればと思います。

吉川座長 どうぞ。

境薬事・飼料安全室長 現状をちょっと説明させていただきますと、トレーサ法の中では基本的な情報の提供は、今、委員がおっしゃっていましたが、生年月日だとか、牛の種別だとか、雌雄の別だとか、あるいはいつと殺されたとか、そういった基本的な情報にとどまっているのは事実でございます。しかしながら、こういった情報をベースとして、私ども農水省としましては、例えばJAS法に基づきます、生産情報を公表で出す、JASと、そこでは更に多数の情報を盛り込んでおりまして、例えばこういった飼料を与えたとか、あるいはこういった動物医薬品を使ったとか、そういったものも生産公表JASの中ではたどることができるようになっております。また、私ども飼料も担当しているわけなんですけれども、配合飼料にはこういった原料を使ったかと、そういったデータベースもつ

くっております。こういったものをこれとリンクさせるという仕組みは構築を進めておりますので、今、委員がおっしゃいましたことにつきましては、厚生労働省と連携しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

北本専門委員 ありがとうございます。非常に的確なわかりやすい説明で非常によくわかりました。ただ、私が一番重要視しているのは、食肉の安全性ということからすれば、育てる過程も大事、それからそれを処理する過程も大事と、この2つがあいまって、食品の安全性が成り立っていると思っておりますので、まさに食品安全委員会としては、こういうところで両省庁に言いたいなというふうに思いましたものですから。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 農水省への質問なんですが、2001年のBSE発生以後の肉骨粉禁止の一連の措置で、それでえさの安全性が確保できているという点は十分理解できていますが、それ以前につくられてしまったえさ、それが現在どれぐらい残っているのか、その実態です。と言いますのは、禁止措置以後に生まれた牛でのBSE例というのは、これは恐らく古いえさが残っていたためと考えられると。その古いえさは回収はしていないわけですね。当然、農家や何かいろいろなところにあるだろうと。その辺の実態についてのデータを出していただかないといけないんじゃないかというふうに思います。

吉川座長 済みません、ちょっと今、品川先生の意見を聞いていたので、飼料がどうなっているかということですね。古い飼料、2001年10月以前の飼料が現状ではどうなっているかと。どうぞ。

境薬事・飼料安全室長 事実関係の御説明をしますと、まず、牛に対しては肉骨粉の使用につきましては、2001年の9月18日に省令改正をしまして、禁止をしております。ですから、牛は法的には9月18日以降は使ってはならぬというふうになっております。それから、ニワトリとか、ブタに対しては、自治体的には10月15日に製造禁止を出しまして、11月1日以降には販売、使用の禁止と、こういった規制を法的にかけておりますので、そういった意味では肉骨粉が入ったブタとかニワトリの飼料というのは、11月1日までは使用許可が認められていたということになると思います。ただ、もともと行政指導をやっておりましたから、基本的には肉骨粉を使った牛の飼料というのはなかったわけですし、農家が自家配合したというのは多少あったわけですが、そこにつきましても、先ほど9月18日で禁止されておりますから、そういった意味では、牛の肉骨粉が入った配合飼料そのものを与えたということは、基本的にはなかったんじゃないかというふうに考えております。いずれにしても、必要であれば、また飼料を御提出するということを考えたいと思っております。

山内専門委員 先ほど座長が言われたように、やはり20か月齢というのは、今から20か月前に生まれた牛で、そのときにはもうえさはみんなきれいになっていたというふうに考えれば一番簡単なんですが、現実には、これまで日本に出たBSE牛で、肉骨粉を与えられたという記録は残っていないと、すべて交差汚染によってではないかという推測があ

るわけです。そうなりますと、肉骨粉の使用禁止をしたと言ったとしても、交差汚染をしているえさは残っていただろうと、それを回収したわけではないと、それが一体いつなくなるのか、それがなくなれば、現在の飼料規制の有効性というのは理解できると思うんです。

吉川座長 それに関して調査されていますか。

境薬事・飼料安全室長 肉骨粉を使ったとか、明らかになっているものについては、ある程度どういう流通だったか調べたのがありますので、また座長あるいは事務局と相談しながら資料を用意したいと思います。

山内専門委員 もっと簡単に製造月日から考えていって。

吉川座長 平均的に飼料の回転から考えて、どのぐらいのターンオーバーでいっているのかということは農水省さんわかりますね。ケース・バイ・ケースだろうとは思いますが、アベレージとして。

境薬事・飼料安全室長 通常、配合飼料には、以前は魚粉とかも入っていたわけですので、そう長い年月もつものではありませんので、現時点で、それを今後与えるということは基本的にないだろうと思っております。先ほどの点では、交差汚染につきましては、私どももそれをつかんでいるわけではありませんので、その点を明らかにしようとして出すということは不可能だというふうに補足させていただきます。

吉川座長 でもブタ骨粉のときに、経過的に何回か調べてラインを変えた工場がどのくらいあって、それが経時的にどう変わってきたというようなデータは、たしか見た記憶がありますし、もし、ある時点でストップしたときの配合飼料がどのぐらいのターンオーバーで変わっていくかというようなデータがあれば、それはリスクを考えるときには非常にデータとして考えやすいので、是非調べられるなら調べてみていただけませんか。

境薬事・飼料安全室長 わかりました。

吉川座長 山本委員が先に手を挙げたかと、どうぞ。

山本専門委員 済みません、個々の議論に入ってしまうようなんですけれども、その前に考えていく上の前提として、諮問がきている4つの案件については、管理措置として施行するタイミングとか、そういったものをリンクさせて、同時に必ず行っていくというような前提があるんでしょうか。それとも、それぞれ一つひとつが独立した形で施行される可能性があると考えられるんでしょうか。それによってリスクの評価というのは大分変わってくるということになります。

吉川座長 それぞれ基本的に諮問内容についての質問ですけれども。

道野監視安全課長補佐 厚生労働省の方でございまして、1つ目につきまして、検査対象月齢の見直しにつきましては、当然食品安全基本法に定められておりますので、当然答申後に必要な改正手続を行うということになります。あと、特定危険部位の除去の徹底、この中身につきましては、実行上できることでもありますし、勿論、実態上は既に進めつつあります。ただ、この御検討で追加修正すべき事項が出てきましたら、それも含

めて対応していくということで考えております。それから、調査研究につきましては、従来から対応しているところでありますけれども、これについては継続ということで、平成17年度の厚生労働科学研究の課題としても近く公表するという予定にしております。

境薬事・飼料安全室長 農水省の飼料規制につきましては、現在やっておりますフィード・パンの中にやはり一部穴が空いているとか、不十分なところがあるということを強化する立場ですので、これは早急にやる方がいいという認識でございます。したがって、これを実行するために、まず省令改正が必要ですので、省令の案を現在検討しておりますし、また、飼料検査書が輸入の段階の混合飼料等を調べるという場合には、こういった体制でやるか、こういった届出を受けて、どういう体制でやるかという検討、あるいは都道府県が飼料の小売り店からの届出をどういうふうにやらせるか、あるいはそれに対して、立入検査をどうやるか、そういうガイドラインの案をつくったりとか、そういう作業は現在進めております。したがって、殊更パッケージで実行するという必要はないと、できるところから早くやりたいと思っております。

吉川座長 いいですか。

山本専門委員 施行の問題というのは、そういうことなんですけれども、そこは理解できたんですが、リスク評価をする上で、それを一応我々としてはパッケージとしてというか、全部が施行される前提をもって考えていかなければいけないんであると考えているわけです。特に、月齢によって検査を外すということであれば、SRMの除去ということは非常に重要な問題になりますので、ピッシングについても検討を相当慎重に行わなければいけないなと思っておりますけれども、やらないという方向が世界の流れとしては当然あるわけですから、その辺をよく考えていきたいと思っております。

吉川座長 横山委員、先ほど手が挙がりましたが、どうぞ。

横山専門委員 個別のことについてお聞きしようと思ったんですけれども、今、総論に戻ったので。

吉川座長 いいですよ、別に、とりあえず諮問に関する質疑を優先したいと思っておりますので、どうぞ。

横山専門委員 私も総論に戻してもいいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

横山専門委員 1つは、アメリカの20か月齢以下の牛肉に関する諮問というのは、例えばこの委員会には出てこないのかどうかということの一つ非常に疑問に思うんですけれども、ここで、今、中間とりまとめでまとめたことが、国内対策のベースになっているだけではなくて、現実には輸入の問題に直接使われているような印象を受けます。多分そうなんだと思いますけれども。ただ、ここへ来ると、国内のBSE対策の見直しをしているだけだと。委員会と実際のこれの使われ方との間にすごく乖離があるという気がしているんですけれども、それで例えば今、20か月の議論をして、この委員会では、今、吉川先生がおっしゃるように、国内の措置の上での20か月というような話をしたとしても、それ

が外に出ていくときには、20 か月以下は、その他の背景なしに 20 か月以下の牛はどのようなというような議論になってしまうんじゃないかなと。それで、今、実際に社会で問題になっているということが、アメリカの牛肉問題だということであれば、それをなぜ正面から議題としてここの中に出てこないのかなということを感じます。

吉川座長 いつか来るかもしれないし、来ないかもしれない、私にもわからないんですけども、少なくとも第 1 回るときから、日本のリスクについて議論しようということやってきているし、今もそのスタンスは変わりません。別にこれをアメリカに使えるという気もありませんし、あくまで日本の取ってきた施策に対しての見直しをしようということで、中間とりまとめをしたわけであって、それに対して施策の諮問が来たので、そのリスク評価を返すという作業をしようとしているのであって、もしそうでないとなれば、ここまでこの委員会が責任を持って議論する勇気もないですし、それだけのデューティーを負っているとは私は思っていないんですけども、もしそういう諮問が来れば、正面切って議論しなければならないかもしれない。でも、そのときには中間とりまとめ、あるいは今後の各論でやるだけの分析データが必要になると思いますけれども。

横山専門委員 その整理が十分できていないんじゃないかなという気がするんですけども、この委員会の中では、確かに国内の B S E 問題ということで議論されて中間とりまとめとしてつくられていますけれども、それが一步外へ出ると、それをよりどころにいるいるなことが国内の問題ではなくて、外国の問題に対してそのままそれを当てはめられているという、その整理が十分できていないというか、それはこの委員会の問題ではなくて、もっと行政側の問題であるとなれば、そうなのかもしれませんけれども。

吉川座長 私はそう思いますけれども、多分、この委員会のできることは、自分たちの責務を果たしていく以外に方法はなくて、それは今言われたように、いろいろな人がいろいろな勝手な解釈をするかもしれないけれども、そこはリスクコミュニケーションなり何なりで伝えていったらもう以外に、この委員会としてはそういうリスクがあるから審議をやめましょうというわけにもいかないですし、いずれ、もし本当に諮問が来て、科学的に評価するということをするならば、少なくともデータのある日本について自分たちがそれだけのトレーニングをしておかなければ、多分もっとひどい結果にしかならないと私は思うので、そういう意味では肅々とやっていく方が方法論としては、少なくともこの専門委員会にとっては、その方向でいいのではないかと私は思っております。

寺田委員長 追加ですけれども、この間、この諮問を委員会でお受けするときに、厚生労働省と農林水産省から簡単な説明がありました。そのときに、それに加えて日米のときには改めてこちらに諮問いたしますと、そういうふうに厚生労働省、農林水産省の方がおっしゃいました。だから、そういうことはある程度予想はしていましたが、委員会の場でちゃんとそういうふうに言われましたので、そうなると思います。だから、米国からの牛肉輸入再開の件は別件として、ここに諮問が来て、アメリカの状態とか、いろんな状態を判断して評価を行い、それに対して答申を出すんだらうと、今のところは思ってお

ります。

吉川座長 決してごっちゃにはなっていないんですけれども。私の頭の中では決してごっちゃにはなっていないし、過去のことも、これからのことも決してごっちゃにして話しているつもりはないんですけれども、どうも言葉足らずで説明が悪いのかもしれないですけれども。

山内専門委員 今度は諮問の内容についての質問ですが、厚生労働省の方でSRMに関連して、いろいろとこうやりますということが書いてあるんですが、今までに行われていたことから、こういった点が今度改善されるんでしょうか。もっと具体的に、これは非常に抽象的で何をやるんだかよくわかりません。

道野監視安全課長補佐 資料の4ページでございますけれども、①の内容的にはSRM管理に関するルールについて、遵守状況について定期的調査を行うというような内容のわけですけれども、従来、例えば焼却に関してとか、それかピッシングの有無に関してとか、そういった限定的な範囲について不定期に調査をして、適宜公表ということをしておったわけですけれども、例えばと畜場におきましては、BSEの問題のみならず、微生物汚染の問題というのがございまして、私ども春と秋に毎年、国内の全と畜場で一般細菌数と大腸菌群の汚染実態というものを調査して公表しておるわけでございますけれども、BSE対策についてもそれにならって、こういったSRMの管理状況について、定期的に幅広く調査をして、内容を公表していくということをやっていきたいということが1点でございます。2点目に関しましては、これは例の脳脊髄たんぱく質をはかるELISAの検査キットがあるわけでございますけれども、そういうものを利用して、SRMの除去とか、その後の枝肉の洗浄とか、そういったことで、的確に処理がされているかどうかということ、そのキットを使って評価ができないかと。これは、勿論、と畜処理工程の中で、どれぐらいやったら、どれぐらいの効果があるかということも含めて検討していかないと、なかなか難しい部分もありますので、ここは少し研究をさせていただきたいと。勿論、その研究結果に基づいて全国で、先ほど申し上げたような形で定期的に確認ができないかなということで、今後検討したいということでございます。

山内専門委員 今のSRM管理に関しては、これまで不定期に行っていたものを定期的にやっていくというようなのが、1つの改善の方針であるということ。それから、キットをなるべく実用化の方向へ持っていくといったようなことだと思うんですが、それをもう少し具体的な形で何か資料がつかれないものか御検討いただきたいと思います。もう一つ、今、ピッシングについてお話がなかったんですが、ピッシングはやはり非常に重要であって、引き続き中止の方針というのは、何か少しも変わっていないというふうに思います。もっと具体的にどうやるのか、方針を決めていただかないと、やはり禁止をするとか「中止の方針で検討を進める」というのでは、少しも変わっていないというふうに私は受け止めています。

道野監視安全課長補佐 ピッシングにつきましては、BSEの発生当初から抽出するよ

うにということで、都道府県についてと畜場に指導をしてきたという経緯がございます。勿論、やむを得ず継続する場合につきましても、汚染部分等につきましても、SRMと同様の扱いをするというようなこともやっておるわけですが、この問題につきましても、従事者の安全確保という点もでございますので、今回やろうとしていることは、やはり約五十か所ぐらいで既に中止をしているという実態もでございますので、成功例を少し細かく調べまして、それを各都道府県で、引き続き継続しているところについて中止の指導の資料としてもらって、更にと畜場サイドの理解も得ながらやめていってもらうという方向でやっていきたいと、そういう意味でございます。

山内専門委員 日米BSE協議で、アメリカのと畜場を見たときに、後でアメリカの場合のピッシングというか、スタンニングのところで、ピッシングなしでも安全にできるということで、何かアメリカ側かビデオまで送ってもらって検討するという話があったと思いますし、品川委員もこの委員会で発言されていまして、そういった面の検討は考えておられないんですか。

吉川座長 どうぞ。

道野監視安全課長補佐 アメリカでどういうふうにやっていくかということにつきましては、確かに資料をいただいています。アメリカでの状況というのは、1日5,000頭ぐらい処理するところですので、実際的には機械的に、今、日本ではブタでやっているような感じで、追い込みのところはだんだん狭くなってきて、足が浮くように、間にレールみたいなのがあって、足が浮くような形になって、その浮かしたところにチェーンを引っかけてつり上げると。勿論その前にスタンニングするわけですが、そういうようなかなり大規模な機械設備を使ってやっているという状況があって、これが直ちに日本の方で使えるという代物ではなかなかない。ただ、それはそれとして、そういう設備面で何とかならないかということも、そのと畜場の設備を専門にと言いますか、その分野をやっているところはそんなに多くありませんので、そういったところでも、今、そういった動きは確かにあります。そういう施設設備面からの問題もございまして、当面やれることとしては、先ほど申し上げたようなソフト面の方、そちらの方から対策を講じていくということで、私の方で考えております。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 厚生労働省と農林水産省の両方ともをお願いしたいんですけれども、実はその次回ぐらいまでに現行とその改良点とを見開きでどういうふうに改善したのかというのがなっていると、そのリスク評価をしなければいけない我々としては非常にやりやすいんじゃないかと。つまり、今、少なくとも食肉に回すものに関しては100%ELISAをしているんですけれども、それは恐らく例えば、何か月で区切りにしてるにしても、何%が減るわけですね。それは何%ぐらい減るのかというのはデータとして示していただきたい。それから、山内先生も私も品川先生も気にしているのは、やはりピッシングのことで、これはもう中枢神経系を壊してのことになりますので、それも以前と比べてどれぐら

い今の時点で改善されたのか。今、具体的な 50 箇所というふうに言われましたが、それはと殺頭数としたら何%ぐらいに相当するのか。それを努力目標としては、何%まで行きたいのか。勿論、私らとしては、0%になってほしいんですけども、やはりそういうふうな我々の評価がその定量性を求められているわけですから、提示していただく答申案も定量性を持っていただくと、非常に評価がしやすいんじゃないかというふうに思いますので、是非その対照表を。

吉川座長 それはいい提案だと思います。わかりやすいし説得性が非常に高いと思うので、できる限りそういうデータをまとめて表にさせていただけるとありがたいと。どうぞ。

小野寺専門委員 どんどんピッシング法の話にはばかり行っているんですが、えさの検査の方もいよいよ強化すると書いてありましたから、それもどのぐらいを努力目標にしているのかと。それも一応お願いしたいと思うんですけども。

吉川座長 それぞれの項目について、そういった格好で経緯と 2001 年 9 月あるいは 10 月から始まった後のこれまでの経緯と、今回、諮問事項の中でそれを目指している部分と、その辺に関して、何か表みたいな格好で数値を入れて示せるものについては示してもらえると評価するには非常に便利かと思います。どうぞ。

金子専門委員 今の点に関連するんですけども、この間、ブラッドレーさんが来られたときにお話を伺って、ある宣言日と言うんでしょうか、つまりその飼料管理にしろ規制がきちんとできたと宣言する日を設けて、それから何か月経ったかということで、そのリスク評価をしていると。ですから、今回例えば、20 か月という数字を出すのであれば、その基準点、宣言日というとよくわかりませんが、ここからはきちんと規制ができた。山内先生が言われた、残っているものもないし大丈夫だと、その線引きがやはりある程度できたらいいなと思って、北本委員が言われた点に加えて、やはりその飼料規制のところも是非定量的な評価をさせていただけるようなものをそろえていただければと思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 また付け加えてあれなんですけれども、トレーサビリティですね。トレーサビリティの文章をもうちょっと、生産公表、JAS と、せっかくおっしゃってましたから、それに関して、もう少し詳しく、何か表でもいいですし、イラストでもいいですけども、そういうものを一応お示しいただきたいと思います。

吉川座長 そうですね。少し時間が延長しています。今日はちょっとやはり諮問に答えていくのに当たって、前回の部分についても議論する必要があったと思うし、十分議論できたとは私は思っております。そういうわけで、今後この諮問について、リスク評価を行っていくということになります。今日、どういう方針で行こうかということまでは行きませんでしたけれども、諮問内容とそれに関して、どういうデータが必要であるということに関しては、大体イメージがわかったと思うので、次回その辺をたたき台にして、どういう方向でリスク評価をしていくかというところを少し話した上で、実際の評価に入ってい

きたいというふうに思います。少し延びてしまいましたけれども、どなたかほかにございますか。

堀内専門委員 手短に。先ほど、委員長が信頼関係という言葉をおっしゃられたと思うんですけども、やはり9月6日の諮問で問題になったのは、その前後のマスコミの報道、それとこの委員会の進め方があのときだけ少し違ったという事実があると思うんですね。例えば、私は出席できませんでしたが、事前にこの案を読む機会もなく、送られてきたものはこういう結果です。そこら辺でやはり信頼関係というのが徐々にずれが生じてくる可能性がありますので、特にマスコミの問題に関しては、やはり事務局等の的確な対応をしていただかなければ、なかなかここで議論しにくくなるが出てくるのじゃないかなと思います。そこら辺をちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

寺田委員長 大変難しい問題で、いろんなことは結局のところ、書類をあまり前もって送らない理由は、どこかからリークして、いろんなニュースが出て、この調査専門委員会でそういうフリーな立場でなかなかディスカッションできないだろうということが一つあるんですね。だからと言って、マスコミの方は国民との窓ですから、本当のところを言ひまして、どういうふうにしたらいいかわからない。何もマスコミもうそをついているんじゃないんです。マスコミの各社はそれぞれの立場、あるいはそれぞれのニュースを入れられたことを記事にしてやっておられると思うんです。リークをおき、いろんな雑音が聞こえてくるかもわからないけれども、かえってその方がいいのではないかなというふうに、ちょっとこのごろ思っています。最初は、特に7月16日～8月6日辺りはものすごくあったんです。いろんなニュースが新聞に出まして、こんなことがあるのかと思うことが多くありました。この委員会は小さな所帯ですから、この事務局からリークしているとはほとんど考えられないと思うんです。だから、いろんなところで取材活動をされておって、そこで得られた話なり印象なり何なりをこうやって記事にしておられたんだと思いました。議事の案の段階で前もってこの内容はどこかからか出ているんですよ。この事務局からは出るとはとても信じ難いことです。例えば、私なども、見てすぐに回収とか、そんなことまでありました。信用しろよなどと言っているぐらいのこともあるんです。ですから、それは委員とは言ひませんが、各省庁へ行った後かもしれませぬし、話がもれたようです。最初のころですよ、4月、5月ごろももっとありました。情報のリスクコミュニケーションに行きましても、消費者の方から情報をきちんと管理してくれと言われましてけれども、情報を管理するというのは、日本の世の中で無理です。変な言い方ですけども、それぞれ出るのはそのままにして、それでこの委員会の先生方はそれを個人の良識で判断されてやってもらうよりしょうがないと思います。9月6日に原案が会の直前までもし行かなかったということがあったとしたら、悪かったと思います。

吉川座長 手短にお願いします。

齊藤事務局長 いろいろマスコミの関係で御指摘を受けた点は、私どもとしても、これからも十分注意してまいりたいと思います。一方でまた、委員の皆様方にはできる限り早

くいろんなものをお届けして御議論いただかなければいけないという、正直申して二律背反のところもある面がございます。日ごろから事務局としては情報の管理は十分努めているつもりでございますけれども、一方でそういう各方面からいろいろな記事が出たということも事実なので、事務局が必要以上に神経質になった部分も過去にはあったかと思いません。いずれにしても、先生方との信頼は大事ですので、御指摘ありましたら委員長なり事務局の方に直接言っていただければ、できる限りのことはさせていただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

吉川座長 よろしく申し上げます。それでは、次回も引き続き議論を行っていききたいというふうに思います。事務局から何かありますか。

富澤評価調整官 特にありません。

吉川座長 いいですか。それでは、日程についてはまた皆さん方の都合を調整した上、決めたいと思います。では、以上を持ちまして、第15回プリオン専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

- 了 -